

県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示
 県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和56年岩手県告示第412号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(競争入札審議会)</p> <p>第14条 次の各号に掲げる県営建設工事（予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）第2条第2号に規定する地方公所（以下「地方公所」という。）の長が執行するものを除く。）の設計額の区分に応じ、当該各号に定める会議（以下「競争入札審議会」という。）を置く。</p> <p>(1) 設計額2億5,000万円未満 <u>総務室入札課長</u>（<u>総務室入札課長</u>に事故があるときは、<u>総務室長</u>が指名する者）が主宰し、<u>総務室長</u>がその都度指名する者5人以上が出席して行う会議</p> <p>(2) 設計額2億5,000万円以上 <u>総務室長</u>（<u>総務室長</u>に事故があるときは、<u>総務室入札課長</u>）が主宰し、農村整備担当技監、林務担当技監、<u>水産担当技監</u>、道路都市担当技監及び河川港湾担当技監又はこれらの者が指名する者、<u>出納局長</u>が指名する者並びに関係課長等が出席して行う会議</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(地方競争入札審議会)</p> <p>第15条 次の各号に掲げる県営建設工事（地方公所の長が執行するものに限る。）の設計額の区分に応じ、当該各号に定める会議（以下「地方競争入札審議会」という。）を置く。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 設計額2億5,000万円以上5億円未満 当該広域振興局の局長等（局長等に事故があるときは、広域振興局の経営企画部長等）が主宰し、経営企画部長等、農林部長（農政部及び林務部を置く広域振興局にあつては、農政部長及び林務部長）、農政部農村整備室長、農政部若しくは農林部の農林振興センター所長、農政部農村整備センター所長又は農政部若しくは農林部の農林振興センター農村整備室長、水産部長又は水産部水産振興センター所長、土木部長又は土木部土木センター所長及び当該広域振興局等の所管区域内に所在する関係地方公所の長が出席して行う会議</p>	<p>(競争入札審議会)</p> <p>第14条 次の各号に掲げる県営建設工事（予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）第2条第2号に規定する地方公所（以下「地方公所」という。）の長が執行するものを除く。）の設計額の区分に応じ、当該各号に定める会議（以下「競争入札審議会」という。）を置く。</p> <p>(1) 設計額2億5,000万円未満 <u>出納局総務課入札課長</u>（<u>出納局総務課入札課長</u>に事故があるときは、<u>出納局副局長</u>が指名する者）が主宰し、<u>出納局副局長</u>がその都度指名する者5人以上が出席して行う会議</p> <p>(2) 設計額2億5,000万円以上 <u>出納局副局長</u>（<u>出納局副局長</u>に事故があるときは、<u>出納局総務課入札課長</u>）が主宰し、農村整備担当技監、林務担当技監、<u>漁港担当技監</u>、道路都市担当技監及び河川港湾担当技監又はこれらの者が指名する者並びに関係課長等が出席して行う会議</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(地方競争入札審議会)</p> <p>第15条 次の各号に掲げる県営建設工事（地方公所の長が執行するものに限る。）の設計額の区分に応じ、当該各号に定める会議（以下「地方競争入札審議会」という。）を置く。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 設計額2億5,000万円以上5億円未満 当該広域振興局の局長等（局長等に事故があるときは、広域振興局の経営企画部長等）が主宰し、経営企画部長等、農林部長（農政部及び林務部を置く広域振興局にあつては、農政部長及び林務部長）、農政部農村整備室長、農政部若しくは農林部の農林振興センター所長、農政部農村整備センター所長又は農政部若しくは農林部の農林振興センター農村整備室長若しくは<u>林務室長</u>、水産部長又は水産部水産振興センター所長、土木部長又は土木部土木センター所長及び当該広域振興局等の所管区域内に所在する関係地方公所の長が出席して行う会議</p>

<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p>(競争入札審議会の特例)</p> <p>5 競争入札審議会は、第14条第1項の規定による会議の区分にかかわらず、当分の間、<u>総務室入札課長</u>（<u>総務室入札課長</u>に事故があるときは、<u>総務室長</u>が指名する者）が主宰し、<u>総務室長</u>がその都度指名する者5人以上が出席して行う。</p> <p>6 [略]</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p>(競争入札審議会の特例)</p> <p>5 競争入札審議会は、第14条第1項の規定による会議の区分にかかわらず、当分の間、<u>出納局総務課入札課長</u>（<u>出納局総務課入札課長</u>に事故があるときは、<u>出納局副局長</u>が指名する者）が主宰し、<u>出納局副局長</u>がその都度指名する者5人以上が出席して行う。</p> <p>6 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。